第１回米子市下水道事業運営審議会　会議録

〇開催日時　令和8年８月27日（木）　午後１時30分から午後２時40分
〇開催場所　米子市上下水道局　大会議室（3階）

〇出席者
委員（敬称略・順不同）
三好　陽子、港　英明、河本　六美、木村　昭代、先灘　達也、徳岡　広昭、鷲見　渉、上田　耕平、湯原　裕子
米子市上下水道局
下関上下水道事業管理者、結城副局長兼管路維持課長、岡田副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、山﨑副局長兼下水道整備課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、本池下水道施設課管路維持担当補佐、羽柴経営企画課財務担当補佐、足立営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐
（事務局）白須総務課総務担当課長補佐、森井総務課係長、長谷川総務課主任

〇日程
１　委嘱状交付
２　管理者あいさつ
３　審議委員・事務局職員紹介
４　会長、副会長の選出
５　説明・報告
　１　下水道事業の概要について
　２　令和8年度予算概要について
　３　米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料改定について

〇公開又は非公開の別　公開
〇傍聴者数（報道関係を除く）　０名
〇会議資料の有無　　有

〇お問合せ先
米子市上下水道局　総務課総務担当　【電話】0859-32-6112

説明・報告1　下水道事業の概要について

（事務局）「資料 R8-2」～「資料 R8-4」参照

米子市下水道事業の概要について以下の要旨を説明。

・公共下水道と農業集落排水の2つの下水処理事業を下水道事業会計で行っている。

・生活排水対策として、公共下水道及び農業集落排水の他に、一般会計で合併処理浄化槽の設置補助事業等を行っている。

・令和7年度末の汚水処理人口普及状況については、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の普及率の合計は 94.9％であり、令和 8 年度末の目標は達成する見込みである。

質疑

（委員）

令和 6 年度末の汚水処理人口普及率（公共下水道）について、全国が 81.8％に対して米子市は 75.0％と少し低いのは何か理由があるのか。

（事務局）

汚水処理人口普及率というのは、汚水を処理できるエリアに住んでいる人口の割合のことで、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の処理方法を合わせたものが 93.6％である。75.0％というのは、そのうちの公共下水道のみの割合であり、自治体によってそれぞれの処理手法のエリアにどれだけの人が住んでいるのかの割合が異なる。米子市の場合は、公共下水道以外に農業集落排水や公共下水道が早期に行き届かない所は合併処理浄化槽（個別処理）で対策をしている。全国平均よりも低いのは、処理手法の構成割合によるものである。

説明・報告2　令和 8 年度予算概要について

（事務局）「資料 R8-7」参照

米子市の下水道事業の財政の仕組み及び令和8年度予算の概要について以下の要旨を説明。

・公営企業会計で独立採算制により事業運営を行っており、収益的収支と資本的収支に分けて会計処理をしている。

・財源には「汚水私費、雨水公費」の原則がある。

・令和8年度予算の資本的収支における不足額については、損益勘定留保資金等の補填財源で補填する。

質疑なし

説明・報告3　米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料改定について
（事務局）「資料 R8-8」参照
　米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料水準と料金体系の改定について、以下の要旨で経緯を説明。
・令和 9 年度以降の使用料の在り方について、令和 7 年度に審議会へ諮問し、6 回の審議を経て答申をいただき、検討を行った。
・今後の収支の見通しとしては、人口減少などにより収入の増加は期待できず、費用は物価上昇や老朽化対策、災害対策により増大し、使用料をこのまま据え置いた場合は単年度赤字が続くことにより、繰越利益剰余金が枯渇する見込みである。
・下水道事業を安定的に継続していくためには、使用料改定を実施することはやむを得ず、令和 9 年度から 3 か年の使用料算定期間において、単年度収支の黒字化を目指し、将来の使用者へ負担を転嫁することを避けるため、平均 15％の増額改定を実施する方針を決定した。条例改正案については、令和 8 年 7 月議会に提出し、可決された。

（事務局）「資料 R8-9」参照
・下水道条例と農業集落排水施設条例の違いは、温泉及び公衆浴場の汚水単価があるかないかの違いのみであり、単価及び算定方法は同じである。
・平均15％値上がりとなる料金単価及び実際の使用水量の 2 か月分の使用料の金額を例示した。
・検針が偶数月と奇数月で不公平が生じないよう、新料金の適用で経過措置を設ける説明を行った。

【質疑応答】
（委員）
水道を利用していなくても基本使用料は発生するのか。
例えば、単身の高齢者が施設に入所した場合や、長期間入院した場合、減免等の措置があるのか。

（事務局）
長期間利用しない場合、中止の手続きを連絡していただければ基本使用料は発生しない。